



埼玉県報

第 2913 号
平成 29 年(2017 年)
6 月 30 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 公文書の開示の実施状況の公表（県政情報センター）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 住宅地造成工事完了（都市計画課）

- 桶川市加納原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県立学校間ネットワークシステムの通信回線の提供に関する入札公告（高校教育指導課）
- 埼玉県警察科学捜査研究所移転等業務委託に関する入札公告（会計課）
- 録音・録画装置（設置型）に関する入札公告（会計課）
- 一般国道 299 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 8・9 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一〇一の項中

行田市大字門井
中層耐火
四七・五五
一一二

を

丁行

田市門井町二
目

高層耐火	中層耐火
三七・二二から 五一・九九まで	四七・五五
五一	一一二

に改める。

附則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、平成二十八年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成28年度処理件数					平成29年3月末現在未処理件数
		平成28年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	4,179	75	4,254	846	3,217	88	103	4,254	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,179	75	4,254	846	3,217	88	103	4,254	0
教育委員会	請求	253	0	253	102	108	8	35	253	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	253	0	253	102	108	8	35	253	0
選挙管理委員会	請求	212	0	212	5	195	11	1	212	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	212	0	212	5	195	11	1	212	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	27	0	27	12	10	0	5	27	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	0	27	12	10	0	5	27	0
病院事業 管理者	請求	69	0	69	30	37	0	2	69	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	69	0	69	30	37	0	2	69	0
下水道事 業管理者	請求	18	0	18	11	3	0	4	18	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18	0	18	11	3	0	4	18	0

地方独立 行政法人	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	請求	2	0	2	1	0	1	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	1	0	1	0	2	0
警察本部長	請求	761	207	968	74	871	15	5	965	3
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	761	207	968	74	871	15	5	965	3
合計	請求	5,524	282	5,806	1,083	4,441	124	155	5,803	3
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,524	282	5,806	1,083	4,441	124	155	5,803	3

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第七百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

とまと薬局		ミント薬局		ゆめあい和光 高齢者福祉セ ンター	行田中央総合 病院	名称	
鶴ヶ島市上 広谷六四八 一三		吉川市吉川 六五六一 〇		和光市南一 一三二一 和光市総合 福祉会館二 階	行田市富士 見町二一 七一七	所在地	
有限会社 スケガワ		ミント薬局 株式会社		社会福祉法人 和光市社会福 祉協議会	医療法人社団 清幸会	開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	通所介護	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	サービスの種類
平成二十九年 五月一日		平成二十九年 五月一日		平成二十九年 三月二日	平成二十九年 六月一日	指定年月日	

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

ひまわり館 加須店			アイリング モチヅキ			アイリング・ サポート 株式会社		名称
事業所 名称	事業者 名称	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	変更事項	
富士リレイ ト株式会社 ひまわり館 加須店	富士リレイ ト株式会社	鴻巣市南 一―五―四 五	川口市本町 八 二―四―一 八	川口市本町 八 二―四―一 八	川口市本町 八 二―四―一 八	川口市本町 八 二―四―一 八	変更前	
ひまわり館 加須店	富士オフィス &ライフサ イズ株式会 社	東京都品川 区大崎一― 一―一	川口市青木 七 四―七―一 七	川口市栄町 一六 二―七―一 六	川口市青木 七 四―七―一 七	川口市栄町 一六 二―七―一 六	変更後	
特定介護予 防福祉用具 販売	介護予防 福祉用具貸 与	特定福祉 用具販売 福祉用具貸 与	特定介護予 防福祉用具 販売	介護予防 福祉用具貸 与	福祉用具貸 与	介護予防 訪問介護	サービスの種類	

みどり薬局	あいりんぐ タイム		ジャパン 春日部中央 ケア	ジャパン 春日部中央 ケア	ジャパン 春日部中央 ケア
事業所 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
入間市野田 九四七―六	戸田市下前 一―八―二〇	川口市本町 二―四―一八	春日部市中央 七―六―三	春日部市中央 七―六―三	春日部市中央 七―六―三
入間市野田 三〇七八―三	川口市青木 四―七―一七	川口市栄町 二―七―一六	春日部市中央 六―八―一二	春日部市中央 六―八―一二	春日部市中央 六―八―一二
居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	通所介護 通所介護 通所介護		居宅介護支援	訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	訪問介護 訪問介護

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>えがお介護 サポート</p>	<p>越生町地域包括 支援センター</p>	<p>名称</p>
<p>所沢市和ヶ原 一三〇三一六六</p>	<p>入間郡越生町越生 九一七</p>	<p>所在地</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防支援</p>	<p>サービスの種類</p>
<p>平成二十九年 五月三十一日</p>	<p>平成二十九年 三月三十一日</p>	<p>廃止年月日</p>

告示

埼玉県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
飯能老年病センター	医療法人 好友会	飯能市下加治一四七	平成二十九年 五月一日
前川クリニック	竹田津文俊	川口市前川二一〇一 一階	平成二十九年 五月一日
八代耳鼻咽喉科医院	医療法人 雄伸会	川口市西川口二一 二一九	平成二十九年 五月一日
朝日橋ひだまりクリ ニック	古屋徳郎	川口市朝日二一 一三四	平成二十九年 六月一日
みつわ整形外科クリ ニック	杉浦淳	川口市南鳩ヶ谷一 一七一	平成二十九年 六月一日
朝比奈医院	医療法人 敏行会	久喜市西大輪一九 二四一 七	平成二十九年 五月一日

医療法人 久成会 高橋レディースクリ ニック	医療法人 久成会	川口市朝日三―六―二二	平成二十九年 五月二日
医療法人社団 高栄 会 みさと中央クリ ニック	医療法人社団 高栄会	三郷市中央一―四―一三	平成二十九年 五月一日
よしだ眼科	吉田 和秀	○ 草加市谷塚一―二二―一 A棟	平成二十九年 六月一日
おおたけ皮フ科	大竹 節美	草加市松原一―七一―二二 さいゆうヴィレッジ三階	平成二十九年 六月一日
大野眼科	大野 尚登	八 朝霞市西原二―一四―一	平成二十九年 五月一日
溝渕内科医院	溝渕 杏子	所沢市西所沢一―三―八	平成二十九年 六月一日
入間ゆめクリニック	上野 孝司	入間市扇台五―二―一五	平成二十九年 五月一日
小林内科医院	医療法人社団 竜尚会	比企郡小川町大塚九三〇 一―	平成二十九年 五月一日
原医院	医療法人 青峯会	秩父郡小鹿野町両神薄二 二八―二	平成二十九年 五月一日
中島眼科	医療法人社団 ウォームハー トメディカル	新座市野火止七―五―七 六	平成二十九年 五月一日
恵愛生殖医療クリ ニック志木	医療法人 Tender Loving Care	新座市東北二―三四―一 五 ホワイトハイツ小峰二 階	平成二十九年 五月一日

きたもと脳神経外科 クリニック	医療法人 みたけ会	北本市中丸八―二一九	平成二十九年 五月一日
のぐち内科クリニッ ク	野口雄一	鶴ヶ島市脚折町六―二八 ―一	平成二十九年 六月一日
土屋医院	医療法人社団 土屋医院	吉川市加藤六六四―一	平成二十九年 五月一日
うまこし歯科医院	馬越通正	春日部市米島三五九―三	平成二十九年 六月一日
ラウレア歯科クリニ ック	伊藤洋平	草加市中央二―二―一七 ―二	平成二十九年 六月一日
志木あん歯科クリニ ック	土屋崇	志木市本町六―二二―四 五 ヴェルモ志木	平成二十九年 六月一日
藤井歯科医院	医療法人 優希会	所沢市東所沢和田二―三 ―一―四	平成二十九年 五月一日
大宮歯科医院	大宮一宏	幸手市中一―四―五	平成二十九年 五月一日
とちのき薬局 川口 朝日店	株式会社 おか調剤薬局	川口市朝日二―一―三五	平成二十九年 六月一日
なつめ薬局 東川口 店	株式会社 くすりみらい	川口市戸塚二―二五―一 〇 コモンズビル二〇一号室	平成二十九年 六月一日
鈴木薬局 春日部中 央店	株式会社 鈴木薬局	春日部市中央一―五二― 一 セントラルビル一階	平成二十九年 四月二十九日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
関口 和博		関口接骨院	久喜市久喜東一―二―二	平成二十九年 五月一日
森田 悟		高林接骨院 谷塚駅前院	草加市谷塚一―二―二	平成二十九年 六月一日
柳澤 桂子		梨の花接骨院	東松山市東平七五〇―七	平成二十九年 五月十五日

二 指定施術機関

フロントイア薬局 春日部庄和店	株式会社 フロ ンティア	春日部市上金崎二九―一	平成二十九年 六月一日
フレンズ薬局	鍛冶 真	富士見市東みずほ台一―三― 一四 高野ビル一〇二号	平成二十九年 五月一日
えびす堂薬局	株式会社 ハルカファーマ	比企郡小川町大塚九六―三	平成二十九年 五月一日
クオール薬局 鶴ヶ島店	社 鶴ヶ島市脚折町六―二八― 一	川口市西青木三―一〇―七 レスポワール小陽二〇二	平成二十九年 四月一日
たまき訪問看護リハ ビリステーション	株式会社 ケア・リジョン	朝霞市東弁財三―一八―一 メゾンイシダ三〇二号室	平成二十九年 四月二十六日
くろめがわ訪問看護 ステーション	株式会社 エーエイチエヌ		

渡邊 純子	渡部 恵	高松 愛美	吉田 大介	明石 峻平	小澤 幸大	熊木 祐介	山田 隼	佐藤 博志	休場 章将	小林 良輔	藤原 尚人
株式会社 フレ アス	ま南 サージ さいた	ひだまり治療院	在宅マッサー ジ・ピース	てあて在宅マッ サージ	あかつき鍼灸接 骨院 上福岡院	彩り鍼灸整骨院	三郷駅前はりき ゆう整骨院	GENKIケア 訪問マッサー ジ・鍼灸整骨院	大江戸小岩整骨 院	あい接骨院 朝霞駅院	うきふな接骨院
六―一三 東京都練馬区豊玉北四―二	さいたま市南区白幡四―二 一―一―二〇一	さいたま市北区宮原町三―四 三六―一 ハイツ大宮宮原四 〇四	草加市瀬崎二―三六―三二	所沢市東所沢一―三―一 並木ビル三〇一	四三 N G N ー b l d ー ー B	蕨市北町二―五―二 ハイセレント二 一〇二	三郷市早稲田一―四―二 ナチュール三郷 一 F ー B	春日部市八木崎町九―一 内藤ビル二〇一号	東京都江戸川区南小岩六― 二七―一三 SKビル	朝霞市本町二―一三―五二	東京都板橋区舟渡一―一二 一―
五月二十二日 平成二十九年	六月六日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	五月十六日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	五月一日 平成二十九年	五月十五日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	四月一日 平成二十九年	五月十五日 平成二十九年	五月一日 平成二十九年

渡辺 哲也	青山 落子	鈴木 寛雄	高田 鈴子
KEIROW 川越南 ステーション	KEIROW 坂戸ス テーション	株式会社 フレアス	宮前はり・灸治 療院
六 川越市砂新田一 六 セイントハイツ一〇二	坂戸市三光町一〇一三	さいたま市緑区芝原一 一 二 セブンビル一階	熊谷市宮前町二一八二 矢島ビル一F
平成二十九年 五月十七日	平成二十九年 五月十五日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 六月二日

告示

埼玉県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 明 晴会 西武入 間病院	所在地	入間市野田九四六	入間市野田三〇七八 一三
みどり薬局	所在地	入間市野田九四七―六	入間市野田三〇七八 一三
指定訪問看護 アットリハ川口	所在地	川口市南鳩ヶ谷五―三 三一―八	川口市南鳩ヶ谷一― 二二―一 松本ビル 一階

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
宮 光男	施術所名称 施術所所在地	宮接骨院 鶴ヶ島市脚折一三七七 一六八	やわら接骨院 坂戸市溝端町七―六 一〇三

松本 孝		古屋 亮		中村 道平		坏 悠真	當間 則敬	
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所所在地	施術所名称
(施術所の追加)	(施術所の追加)	(施術所の追加)	(施術所の追加)	一 二 熊谷市下恩田七八七	KEIROW 熊谷南ステーション	九 鴻巣市氷川町一三一	一 一 一八 越谷市千間台西三一	あすな整骨院
二〇 加須市旗井二一〇三一	らいふ鍼灸マッサージ 治療院	二〇 加須市旗井二一〇三一	らいふ鍼灸マッサージ 治療院	三 鴻巣市榎戸一五二一	在宅訪問マッサージ あいのて 鴻巣店	一九 鴻巣市大間四二九一	八 一 〇 二 春日部市中央六一三一	春日部あすな整骨院

告示

埼玉県告示第七百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
飯能老年病センター	飯能市下加治一四七	平成二十九年 四月三十日
医療法人 久成会 高橋レディースクリニック	川口市領家一―二〇―三	平成二十九年 五月一日
八代耳鼻咽喉科	川口市西川口二―二―九	平成二十九年 四月三十日
前川クリニック	川口市前川二―一〇―一 一階	平成二十九年 四月三十日
朝比奈医院	久喜市西大輪一九二四―八	平成二十九年 四月三十日
みさと中央クリニック	三郷市中央一―四―一三	平成二十九年 四月三十日
小林内科医院	比企郡小川町大塚九三〇―一	平成二十九年 四月三十日
サンクリニック	東松山市西本宿三七三―五	平成二十九年 三月二十九日

氏名		住所		名称	施術所所在地	廃止年月日
久野 由博	松本 啓一					
		中井スポーツ鍼灸院		中井スポーツ鍼灸院	流山市南流山一―一九―七	平成二十九年五月十四日

二 指定施術機関

原医院	秩父郡小鹿野町両神薄二二八―二	平成二十九年四月三十日
中島眼科	新座市野火止七―五―七六	平成二十九年四月三十日
恵愛生殖医療クリニック 木	新座市東北二―三四―一五 ホワイトハイツ小峰二階	平成二十九年四月三十日
きたもと脳神経外科クリニック	北本市中丸八―二一九	平成二十九年四月三十日
医療法人社団 土屋医院	吉川市加藤四四―一	平成二十九年四月三十日
藤井歯科医院	所沢市東所沢和田二―一七―一一 グランドウール東所沢一階	平成二十九年四月三十日
大宮歯科医院	幸手市中一―二―六	平成二十九年四月三十日
鈴木薬局 春日部中央店	春日部市中央一―五二―八 埼玉信連ビルF	平成二十九年四月二十九日
えびす堂薬局	比企郡小川町大塚九六―三	平成二十九年四月三十日
有限会社 キト―薬局	秩父市中村町一―八―一四	平成二十八年十月三十一日

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
齋藤 晶	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	和光耳鼻咽喉科	和光市本町二―六―三百八	平成二十九年四月一日
新鍋 晶浩	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	社会医療法人壮幸会行 田総合病院	行田市持田三百七十六	同
馬場 有加	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人高坂耳鼻咽喉科 科医院	東松山市西本宿千九百八十六	同
加藤 仁	じん臓機能障害	外科・泌尿器科	医療法人瑞友会ふじみ野 腎クリニック	ふじみ野市駒林元町三―五―三	同
松代 有司	肝臓機能障害	内科	街かどのクリニック	入間郡毛呂山町川角七―一	平成二十九年四月十日

大久保 裕子 視覚障害 眼科 春日部市立医療センター 春日部市中央六―七―一 平成二十九年六月十六日

河西 雅之 視覚障害 眼科 医療法人熊谷総合病院 熊谷市中西四―五―一 同

朝倉 めぐみ 音声・言語機能障害、そしやく 機能障害、肢体不自由 リハビリテーション科 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院 和光市諏訪二―一 同

伊藤 陽子 音声・言語機能障害、そしやく 機能障害、肢体不自由 音声・言語機能障害、そしやく 機能障害、肢体不自由 神経内科、リハビリテーション科 ヨンセンター 上尾市西貝塚百四十八―一 同

齋藤 朋美 音声・言語機能障害、そしやく 機能障害、肢体不自由 リハビリテーション科 医療法人社団東光会戸田中 戸田市本町一―十四―一 同

秋永 慎一郎
肢体不自由

整形外科

医療法人社団武蔵野会朝霞
台中央総合病院

朝霞市西弁財一―八―十

同

今村 仁
肢体不自由

整形外科

医療法人社団和風会所沢中
中央病院

所沢市くすのき台三―十八
―一

同

小原 由紀彦
肢体不自由

整形外科

医療法人社団宏志会豊岡第
一病院

入間市大字黒須千三百六
十九―三

同

金子 哲也
肢体不自由

整形外科

深谷赤十字病院

一 深谷市上柴町西五―八―

同

畔柳 裕二
肢体不自由

整形外科

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

同

佐藤 春輔
肢体不自由

整形外科

医療法人東征会大谷整形外
科病院

東松山市下野本五百十七

同

新関 祐美	肢体不自由	整形外科	草加市立病院	草加市草加二―二十一― 一	同
小野 智彦	心臓機能障害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
北原 健	心臓機能障害	循環器科	医療法人桂水会岡病院	本庄市北堀八百十	同
田中 宏明	心臓機能障害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
秋岡 祐子	じん臓機能障害	小児科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
浅尾 りん	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人埼玉会埼玉草加病 院	草加市松原一―七―二十 二	同
江口 亜弥	じん臓機能障害	腎臓内科	社会福祉法人恩賜財団済生 会支部埼玉県済生会川口総 合病院	川口市西川口五―十一― 五	同

勝岡 洋治	じん臓機能障 害、ぼうこう又 は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
河崎 智樹	じん臓機能障害	腎臓内科	草加市立病院	一 草加市草加二―二十一―	同
河原 公子	じん臓機能障害	内科	医療法人財団聖蹟会埼玉県 央病院	桶川市坂田千七百二十六	同
北嶋 将之	じん臓機能障害	泌尿器科	朝比奈医院	久喜市西大輪千九百二十 四―十七	同
木村 麻衣	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人秀和会秀和総合病 院	春日部市谷原新田千二百	同
鈴木 博貴	じん臓機能障害	内科	医療法人埼玉会埼玉草加病 院	二 草加市松原一―七―二十	同
中村 雅将	じん臓機能障害	腎臓内科、内科	医療法人埼玉会埼玉草加病 院	二 草加市松原一―七―二十	同

森田 祐司	じん臓機能障害	泌尿器科	さくら記念病院	富士見市水谷東一―二十 八―一	同
佐藤 庸子	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団康幸会かわぐ ち心臓呼吸器病院	川口市前川一―一―五十 一	同
中村 さつき	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
平田 知己	呼吸器機能障害	胸部外科	埼玉県立がんセンター	北足立郡小室七百八十	同
星加 義人	呼吸器機能障害	呼吸器科	草加きたやクリニック	草加市北谷一―二十二― 十三	同
秋元 寿文	ぼうこう又は直 腸機能障害	外科	一般社団法人巨樹の会新久 喜総合病院	久喜市上早見四百十八― 一	同
一瀬 岳人	ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	川口市立医療センター	川口市大字西新井宿百八 十	同

牛久 秀樹

ぼうこう又は直腸機能障害
消化器外科

北里大学メディカルセンタ

北本市荒井六―百

同

遠藤 健

ぼうこう又は直腸機能障害
大腸肛門外科

医療法人顕正会蓮田病院

蓮田市根金千六百六十二―

同

甲斐田 武志

ぼうこう又は直腸機能障害
外科

北里大学メディカルセンタ

北本市荒井六―百

同

蒲池 健一

ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
外科

一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院

久喜市上早見四百十八―

同

佐川 俊彦

ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
内科

医療法人財団聖蹟会埼玉県中央病院

桶川市坂田千七百二十六

同

土合 克巳	肝臓機能障害	内科	医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
佐藤 麻穂	肝臓機能障害	消化器内科	一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見四百十八―一	同
前島 顕太郎	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	同
内藤 正規	腸機能障害、小腸機能障害	外科、消化器外科	北里大学メディカルセンター 	北本市荒井六―百	同
壽美 哲生	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	消化器外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
文村 優一	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八	平成二十九年三月三十一日
塗山 正宏	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
宮島 玄陽	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
齊藤 哲也	心臓機能障害	一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見四百十八	同
須藤 淳子	呼吸器機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七百八十	同
高口 大	ぼうこう又は直腸機能障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
田代 浄	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七	同
和田 治	ぼうこう又は直腸機能障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同

渡辺 雄一郎	肝臓機能障害	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
飯田 裕	音声・言語機能障害、そして やく機能障害、肢体不自由	指扇病院附属笹目クリニック	戸田市笹目五―二十一―十	平成二十九年四月一日
岩田 豊英	肢体不自由	医療法人積仁会旭ヶ丘病院	一 日高市大字森戸新田九十九―	同
近藤 伸平	肢体不自由	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
島谷 雅之	肢体不自由	草加市立病院	草加市草加二―二十一―一	同
桑原 道雄	じん臓機能障害	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
高見 博弥	じん臓機能障害	医療法人埼玉会埼玉川口クリニッ ック	川口市戸塚東三―三―十八	同
植松 武史	肝臓機能障害	一般社団法人巨樹の会新久喜総合 病院	久喜市上早見四百十八―一	同

神宮 和彦

ぼうこう又は直腸機能障害

一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院

久喜市上早見四百十八―一

同

林 幹純

じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害

医療生協さいたま生活協同組合埼玉協同病院

川口市木曾呂千三百十七

平成二十九年四月三日

山田 剛久

じん臓機能障害

医療法人顕正会蓮田病院

蓮田市根金千六百六十二―一

平成二十九年四月十日

山口 隆

心臓機能障害

医療法人財団明理会イムス富士見総合病院

富士見市大字鶴馬千九百六十七
―一

平成二十九年四月二十日

中島 浩一

じん臓機能障害

医療法人顕正会蓮田病院

蓮田市根金千六百六十二―一

平成二十九年四月三十日

告示

埼玉県告示第七百六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
小林 秀康	埼玉県行田市大字 齋条三百二番地一	埼玉県行田市大字 齋条字齋条三千二百九十四番ほか七筆	一六、〇八七
農事組合法人見沼八王子	埼玉県行田市大字 荒木五千百番地一	埼玉県行田市大字 荒木字町屋千八百三番一ほか四百四十八筆	三三七、六七五
平塚 勝美	埼玉県行田市大字 下須戸千四百十一番地一	埼玉県行田市大字 荒木字八王子五千二百四十一番ほか一筆	二、六五五
赤坂 悟	埼玉県加須市上崎 千六十五番地イ号	埼玉県加須市上崎 字池田八百三十七番	一、三八八
阿部 宗治	埼玉県加須市戸崎 四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十二番一ほか十一筆	一一、三二〇
池澤 弘子	埼玉県鴻巣市境三 百九十九番地	埼玉県加須市上種 足五千八百番	二、〇三八
小倉 和夫	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百九十二番ほか十筆	一一、四〇〇

飯塚 隆	飯塚 準一	新井 良治	渡邊 克行	若山 幸夫	山中 哲大	松本 悟	増田 芳市	橋本 早苗	鎌田 武	鎌田 明
埼玉県羽生市大字 尾崎七百一番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九十五番地	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市戸室 千百七十四番地四	埼玉県加須市大越 二千七十七番地	埼玉県加須市阿良 川五百八十六番地 一	埼玉県加須市上崎 千百十四番地	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市戸崎 四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十三番地
埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百十二番一ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百二十 四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百六十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百十三 番一ほか一筆	埼玉県加須市大越 字東町三千六百三 番ほか一筆	埼玉県加須市阿良 川字樋尻三百四十 番四ほか六筆	埼玉県加須市上崎 字西原千三十七番 一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百四十番	埼玉県加須市戸崎 字城附五百六十二 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百五十九 番
六、 〇四八	二、 九九四	二、 九九四	一、 八八七	一、 八〇七	六、 五六四	八、 九八〇	三、 六〇七	九 九六	四 六六	四 九七

鳥海 忠	鳥海 進司	田沼 恒春	田沼 一夫	須永 久夫	鈴木 幸子	小林 清一	黒田 清光	黒田 一雄	江森 布治	飯塚 輝雄
埼玉県羽生市大字 尾崎二十四番地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百七十番地	埼玉県羽生市大字 稻子千二百二十二 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百七十五番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百八十九番 地三	埼玉県羽生市大字 藤井上組千四十番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百三十二番 地い号	埼玉県羽生市大字 尾崎六百十番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百三十一番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百五十九番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十六番 地
埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 四番ほか九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎三百 八十四番一	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎五百 三番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百一番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 九十番一	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百五番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 四十三番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百八十 四番一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十二番一ほか七筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百十三番一ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百二十 八番ほか八筆
七、 三九九	五六〇	五、 八六七	三、 七〇七	四一八	五、 〇二六	二、 〇二六	三、 三五七	四、 八三六	七、 〇一五	七、 八八九

アサヒ農研株式会社	アグリグリーン株式会社	秋山 芳雄	吉田 富男	山下 博之	山下 直助	山崎 信一	山崎 克巳	萩原 孝夫	長澤 耕次	長澤 栄一
埼玉県鴻巣市北根千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県鴻巣市屈巢三千六百二十五番地	埼玉県羽生市大字尾崎六百八番地一	埼玉県羽生市大字尾崎六百九十六番地一	埼玉県羽生市大字尾崎七百六十一番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十三番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十二番地	埼玉県羽生市大字尾崎九百四十番地	埼玉県羽生市大字尾崎二百七十番地	埼玉県羽生市大字尾崎五百八十五番地
埼玉県鴻巣市北根字北根五百八十番ほか七筆	埼玉県鴻巣市北根字北根五百三十六番ほか九筆	埼玉県鴻巣市屈巢字上谷田七千四十六番ほか三筆	埼玉県羽生市大字尾崎字中尾崎四百三十八番ほか八筆	埼玉県羽生市大字尾崎字鶴指百六十九番一ほか五筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十五番一ほか六十六筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十七番一ほか五筆	埼玉県羽生市大字尾崎字反り八反二百三十八番一ほか七筆	埼玉県羽生市大字尾崎字反り八反二百二十九番一ほか十九筆	埼玉県羽生市大字尾崎字鶴指百七十七番一ほか九十五筆	埼玉県羽生市大字尾崎字反り八反百八十八番一ほか六筆
六、〇二〇	九、九二六	五、五二七	五、二七五	二、九九二	三八、九四〇	四、八二九	四、九二五	一四、八八七	五八、〇四七	五、八六一

島寄 正實	篠崎 裕雄	小林 洋一	小林 三男	河野 功	加村 政寿	小川 正明	岡田 久男	岡崎 文雄	岡崎 茂	上杉 穰
埼玉県鴻巣市屈巢 地二千八百六十八番	埼玉県鴻巣市愛の 町七番地	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市川面 百四十四番地	埼玉県鴻巣市糠田 千四百七十五番地	埼玉県鴻巣市寺谷 十二番地	埼玉県鴻巣市糠田 千五百四十番地二 一	埼玉県鴻巣市八幡 田五百八十四番地 一	埼玉県鴻巣市糠田 千四百七十番地の 一	埼玉県鴻巣市糠田 千四百八十番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千六十番地一
埼玉県鴻巣市屈巢 字宮殿七千三百五 十三番ほか三筆	埼玉県鴻巣市川面 字飛田六百六番ほ か三十三筆	埼玉県鴻巣市三町 免字式ノ耕地二百 五十三番一ほか十 筆	埼玉県鴻巣市川面 字八幡二百六十七 番一ほか二十五筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百九十五番ほか 二筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字上耕地三百九 十番一ほか九十六 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百四十一番ほか 三筆	埼玉県鴻巣市八幡 田字道下百七十四 番ほか三十四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百七十三番ほか八 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百八十五番一ほ か二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田四ノ割二千 三百八十番一ほか 一筆
五、〇四五	三〇、四四七	一八、一二四	一七、五九三	二、七三二	七一、四二〇	三、四八九	二六、〇九四	八、二七七	二、八八四	九三四

白田 章治	成塚 安子	成塚 光男	田島 清	竹内 利和	武井 正夫	高橋 恒男	鈴木 少一	鈴木 明	清水 実	島田 一男
一 埼玉県鴻巣市糠田 二千五百十一番地	二 埼玉県鴻巣市糠田 千四百七十七番地	一 埼玉県鴻巣市糠田 二千九百五十番地	埼玉県鴻巣市糠田 千五百十三番地一	埼玉県鴻巣市宮地 二丁目一番三十三号	一 埼玉県鴻巣市糠田 千四百二十三番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千五百三十八番地一	埼玉県鴻巣市北根 百七十一番地	埼玉県鴻巣市登戸 三百七十八番地	埼玉県鴻巣市北根 千五十七番地	埼玉県鴻巣市滝馬 室八百四十九番地
埼玉県鴻巣市糠田 字本田四ノ割二千 四百二十七番	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二百五十二番一ほ か二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百十五番ほか一 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千七 百三十番ほか八筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字下耕地五十番 一ほか十八筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田壱ノ割千六 百八十番ほか二十 三筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百六十五番一ほ か八筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百四番ほ か一筆	埼玉県鴻巣市登戸 字小山下五百三十 七番ほか一筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百十六番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市川面 字道上二番ほか二 百五十八筆
九四六	一、 八六六	六二四	八、 二七四	一二、 九七七	一七、 三〇二	二、 二九九	一、 九九三	三、 五四四	五、 二三二	二〇二、 八一〇

陸田 知子	陸田 清	山本 今朝男	村松 昌樹	村田 清一	村田 健士	三ツ木 宏之	三角 進	松村 隆司	平田 敏徳	白田 孝
埼玉県鴻巣市糠田 二千五十三番地一	埼玉県鴻巣市糠田 千五百七十八番地	埼玉県鴻巣市糠田 千六百六十八番地 一	埼玉県鴻巣市宮前 四百五十八番地二	埼玉県鴻巣市箕田 三千八百八十七番 地	埼玉県鴻巣市箕田 三千六百八十一番 地	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千九百二十八番 地二	埼玉県鴻巣市川面 五十七番地	埼玉県鴻巣市川面 三十三番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千四百五十四番 地
埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二百五十八番ほか 四筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地九番一ほ か七十八筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百八十五番ほか十 四筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地一番ほか 七筆	埼玉県鴻巣市寺谷 字大芝耕地百七十 五番一ほか二十一 筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字下耕地百番一 ほか七十二筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字上谷田七千百十 番ほか三十筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百八十八番	埼玉県鴻巣市袋字 寄居六百二十九番 ほか十八筆	埼玉県鴻巣市川面 字道上十七番一ほ か二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 四百三十七番ほか 三筆
六、 八七四	七、 四三四	五、 四三七	九、 二九四	一六、 五五二	五七、 七三三	三四、 三二六	一、 三六五	一五、 〇〇三	二、 八一〇	四、 三九二

森田 義政	杉崎 行央	渡邊 秀行	渡辺 繁
埼玉県東松山市大字大谷二千九百五十三番地	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見五百二十七番地	埼玉県鴻巣市糠田二千三百四十六番地一	埼玉県鴻巣市糠田二千三百二十番地一
埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二十九番ほか九筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見七十五番ほか一筆	埼玉県鴻巣市糠田字本田三ノ割二千二十三番	埼玉県鴻巣市糠田字本田五ノ割二千五百六十九番
一八、五七〇	九、八二五	八六八	五六七

二 認可年月日

平成二十九年六月二十二日

告示

埼玉県告示第七百六十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山口 毅	埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目九百四十五番地三	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目八十二番	八〇〇
五十嵐 和敏	埼玉県加須市戸室千四十四番地二	埼玉県加須市戸室字七番六百四十一番ほか三筆	三、八六八
大塚 國夫	埼玉県加須市戸室千七十一番地	埼玉県加須市戸室字五番四百九十七番一	九九〇
清水 文章	埼玉県加須市上種足三千三百十九番地二	埼玉県加須市上種足五千七百六番	一、一五〇
関根 喜良	埼玉県加須市中種足千二十五番地	埼玉県加須市中種足三千七百二十四番	八六五
都築 克己	埼玉県加須市下種足四百八十三番地二	埼玉県加須市中種足三千七百九十二番	四、六四三

株式会社 ひびきの農産株	田村 勝	木村 保	株式会社満洲フ ーム	株式会社CTI フロンティア	安羅岡 信一	野口 憲一	鈴木 敏夫	渋谷 邦之	風間 幹秀	福田 正司
埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県鶴ヶ島市脚 折百十五番地一	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県羽生市大字 上新郷五千九百九 番地	埼玉県羽生市大字 上新郷五千八百九 十七番地	埼玉県羽生市大字 上新郷千四百五十 九番地一	埼玉県羽生市大字 上新郷千三百三十 一番地	埼玉県行田市大字 富士見町二丁目六 番地十九	埼玉県加須市中種 足千五百四番地
埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 六番ほか二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 六番ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百五十番	埼玉県坂戸市大字 浅羽字内出九百四 十五番ほか十一筆	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字小塚 下四百四十七番一 ほか二十五筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字桑木内千 六十一番ほか三十 二筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字並木六千 四百五十五番一ほ か三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字堀返シ千 百四十九番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字住吉上千 二百五十番一ほか 八筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百八十四番ほか百 四筆	埼玉県加須市中種 足四千二番
四、 一一五	二、 八六四	一、 二五一	一七、 四〇四	一五、 四六一	一三、 〇七三	一、 四五九	二、 〇八九	二、 二二七	一六八、 九〇五	二、 五六九

<p>有限会社みのり</p>	<p>埼玉県児玉郡美里町大字駒衣四百八十一番地二</p>	<p>埼玉県児玉郡美里町大字古郡字志戸川八百十二番一ほか一筆</p>	<p>一、六九九</p>
----------------	------------------------------	------------------------------------	--------------

二 申請年月日

平成二十九年六月二十二日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年六月三十日から平成二十九年七月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字寺竹字東桂一六六の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

基準点測量および用地測量

三 作業地域

所沢市大字坂之下地内

四 作業期間

平成二十九年五月二十六日から平成二十九年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

平成二十九年埼玉県告示第三十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七七十三号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十九年七月一日から平成二十九年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第七条第一項の規定により、次の住宅地造成事業に関する工事が完了したので公告する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 認可番号

平成二十九年六月七日指令都計第四四―〇〇四四八号

二 検査済証番号

平成二十九年六月二十二日都計第一五七号

三 施行地区又は工区に含まれる地域の名称

埼玉県飯能市永田台二丁目百七十九番十 外

（西武飯能・日高分譲地 第二十四工区）

四 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

西武鉄道株式会社

取締役社長 若林 久

告 示

埼玉県告示第七七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市加納原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

甘 樂 保 夫 埼玉県桶川市大字加納千五百六十八番地

甘 樂 規矩司 埼玉県桶川市大字加納千五百二十六番地

甘 樂 信 夫 埼玉県桶川市大字加納千五百七十一番地

就任した理事の氏名及び住所

柳 瀬 英 男 埼玉県北本市東間五丁目九十番地サンマンション北本一の六

百一

野 嶋 幸 雄 東京都立川市羽衣町一丁目二十四番十一号コープ西国立二百

三号

石 坂 晃 一 東京都八王子市子安町一丁目三十九番一の千六号

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県川越市大字小仙波七百四十九番地八
有限会社ア ند ス

二 指定年月日

平成二十九年六月二十六日

告 示

埼玉県告示第七七七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市藤金八百六十四番地三 レーベンハイム若葉ブライトマークス
八〇一号

中島 勝廣

二 取消年月日

平成二十九年六月三十日

告 示

埼玉県告示第七七七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの通信回線の提供 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 野沢 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成29年8月9日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年7月24日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年7月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Provision of communication lines to prefectural schools etc.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. August 9, 2017, By mail; 5:00 p.m. August 8, 2017, In person; 10:30 a.m. August 9, 2017.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察科学捜査研究所移転等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年1月31日（水）まで

(4) 履行場所

ア 移転元 埼玉県さいたま市浦和区木崎3丁目10番1号

イ 移転先 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目191番10及び197番7

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2246

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年8月9日（水）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年8月2日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年7月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Moving services for the Criminal Investigation Laboratory of the Saitama Prefectural Police Department including the test and installment of the laboratory's equipment

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:40 a. m. August 9, 2017 By mail; 5:00 p. m. August 8, 2017 In person; 10:40 a. m. August 9, 2017

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2246

告 示

埼玉県告示第七百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

録音・録画装置（設置型） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成30年3月16日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月9日（水）午前10時20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年8月9日（水）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年7月31日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年7月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of (Roof-mounted) Video Recording Device
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. August 9,2017 By mail;5:00 p.m. August 8,2017 In person;10:20 a.m. August 9,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group,Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>日高市大字台字大沢前三五六番 一地先から飯能市大字飯能字中村 沢一〇二六番四地先まで</p>				区 間
一四・三〇〇～八二・四〇	一四・三〇〇～七五・〇九	六・八〇〇～二二・九八		敷地の幅員 (メートル)
一四五二・〇〇		一三七〇・〇〇		延 長 (メートル)
<p>平成二十年九月十二日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第五十二 号の道路予定区域の一部変更である。</p>				備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

路 線 名	二百九十九号
供用開始の区間	日高市大字台字大沢前三五六番一 地 先から飯能市大字飯能字中村沢一〇二 六番四地先まで
供用開始の期日	平成二十九年七月一日 午後三時
備 考	平成二十九年六月三十 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第七号で 告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一四五二・〇〇メ ートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五 九七四番五地先から同郡同町大字 横瀬字拾三番六一三九番一地先ま で</p>	<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五 九七四番四地先から同郡同町大字 横瀬字拾三番六一三九番一地先ま で</p>	区 間
<p>一一・九〇 一九・一九</p>	<p>八・三四 一八・四二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四四六・三五</p>		延長 (メートル)
<p>交通安全施設整備工 事</p>		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	秩 父 市 蒔 田 字 高 橋 二 五 九 〇 番 一 地	区 間
一 〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 ・ 〇 〇 〇 〇 五 八 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
二 七 四 ・ 〇 〇		延 長 (メ ー ト ル)
	平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 七 日 付 け 埼 玉 県 秩 父 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 八 号 の 道 路 予 定 区 域 の 一 部 変 更 で あ る。	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十八年十二月十四日

指令川建セ第二八〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年六月二十七日

川建セ第二九〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷五百十六番地 コンフォート一〇五号室

豊田 晃

告 示

埼玉県公営企業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 8,192 トン

（月間最大予定数量 1,552 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 29 年 8 月 17 日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 27 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 29 年 8 月 18 日（金）から平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 29 年 8 月 29 日（火）午前 10 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 29 年 8 月 4 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金

を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 8,192 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2017 to March 31, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 743 トン

（月間最大予定数量 152 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 29 年 8 月 17 日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 27 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 29 年 8 月 18 日 (金) から平成 29 年 8 月 28 日 (月) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 29 年 8 月 29 日 (火) 午前 10 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 743 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2017 to March 31, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,350 トン

（月間最大予定数量 263 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成29年8月4日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成29年8月17日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成29年7月21日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年7月27日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 29 年 8 月 18 日（金）から平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 29 年 8 月 29 日（火）午前 11 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 3 water filtration plants, total of 1,350 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2017 to March 31, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 214 トン
（月間最大予定数量 88 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成29年8月4日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成29年8月17日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成29年7月21日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年7月27日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 29 年 8 月 18 日（金）から平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 1 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 214 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2017 to March 31, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 399 トン
（月間最大予定数量 230 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 29 年 8 月 17 日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 27 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 29 年 8 月 18 日 (金) から平成 29 年 8 月 28 日 (月) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 29 年 8 月 29 日 (火) 午後 2 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 29 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:
Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 399 tons
- (2) Delivery destinations:
Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From October 1, 2017 to March 31, 2018
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:
By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 4, 2017)
- (5) Deadline for bids:
By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on August 28, 2017)
- (6) Note:
All procedures will be conducted in Japanese only.
- (7) Other Information
Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).
- (8) Contact information:
Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県病院事業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成29年度8・9月分）

JIS 1号 107,500リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年8月1日から平成29年9月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 97,300リットル

平成29年8月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成29年2月3日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年7月25日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年7月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年7月25日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成29年7月12日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な

資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 107,500ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. July 25, 2017 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. July 24, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	岩 崎 宏
埼玉県監査委員	石 井 平 夫

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 97機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、熊谷県税事務所
危機管理防 災部	消防学校、防災航空センター
福祉部	西部福祉事務所、熊谷児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、熊谷保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	病害虫防除所、農業大学校、水産研究所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	西部教育事務所、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、加須げんきプラザ、入間向陽高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、与野高等学校、蕨高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、

(3) 監査実施日

平成29年1月11日～平成29年1月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

該当なし

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
産業労働部	中央高等技術専門校	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	<p>平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託」(20,000 円) 及び「産業廃棄物処分委託」(259,200 円) について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。 収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。 「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2 者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。 	<p>再発防止のため、「産業廃棄物収集運搬及び処分業務における処理方針」を平成 29 年 2 月 22 日に策定し、同方針に基づき以下の措置を講じた。</p> <p>また、職員会議で全職員に対し、財務事務及び産業廃棄物処理事務について法規等の順守事項の周知徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理の委託について 廃棄物の分別及び排出時期の特定により廃棄物管理の徹底を図った。 見積書徴収時の現物確認を容易にし、見積書及び契約書に記載のない種類の廃棄物の処分を委託することがないようにした。 支出について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(歳出編)」を活用するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。 見積書徴収について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用し、契約金額に応じた見積書徴収者数を確認するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。 <p>さらに産業人材育成課(主務課)では、各高等技術専門校に対し物品の処分、産業廃棄物処理について適正な事務処理を求める旨を通知し、注意喚起を行った。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	総合治水事務所	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 28 年度に現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して 5 日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、役付会議で関係職員に監査結果を報告するとともに、担当者不在時の現金取扱手順を定め、財務規則で定められている期間内に指定金融機関等に払い込むことを周知徹底した。
教育局	富士見高等学校	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 28 年 4 月に行った行政財産使用許可に基づく 5～9 月分の管理費について、平成 28 年 11 月まで調定、納入通知を行わなかったことは不適切であった。	再発防止のため、毎月の自己検査において個別のチェック箇所を設け、担当者、事務長、校長が事務処理に漏れがないかを確認することとした。 また、行政財産使用許可チェック表を作成し、担当者と事務長がチェック表を突合しながら、事務の進捗状況や処理に漏れがないかを確認することとした。
警察本部	熊谷警察署	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 27 年度の「被留置者食糧の単価契約」について、予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結したのは不適切であった。	予定価格調書の正確な作成のため、契約事務チェックシートの項目に新たに金額の確認項目を設けたほか、複数人によるチェック体制の強化を図った。 また、県警察の各財務執行所属に対し、同様の方法によるチェックの実施を通知し、再発防止を徹底した。

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

監 査 の 結 果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の指定管理者及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体13団体、指定管理者13団体19施設、補助金等交付団体20団体について、平成28年8月から平成29年2月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成27年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成27年度の指定管理者による公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成27年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成28年12月1日 委員監査 平成29年1月12日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 700,000,000円 ・ 団体の基本財産 2,000,000,000円 ・ 県の出資割合 35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成28年11月1日 委員監査 平成28年12月14日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 82,000,000円 ・ 県の出資割合 61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成28年11月15日 委員監査 平成29年1月13日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会		
所管部局	環境部		
監査実施日	職員調査 平成28年10月25日 委員監査 平成28年11月21日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	5,000,000円	
	・団体の基本財産	13,000,000円	
	・県の出資割合		38.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査 平成28年10月31日 委員監査 平成28年12月14日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 平成28年9月9日 委員監査 平成28年12月9日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	4,000,000円	
	・団体の基本財産	10,018,000円	
	・県の出資割合		39.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 平成28年9月21日 委員監査 平成28年11月16日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	50,000,000円	
	・団体の基本財産	150,000,000円	
	・県の出資割合		33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	一般財団法人埼玉伝統工芸協会		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 平成28年10月19日 委員監査 平成28年12月2日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	20,000,000円	
	・団体の基本財産	60,000,000円	
	・県の出資割合		33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県土地開発公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 平成28年8月30日 委員監査 平成28年12月9日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 平成28年12月6日 委員監査 平成28年12月26日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	48,900,000円	
	・団体の基本財産	97,800,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア		
--------	-------------------	--	--

所管部局	企業局
監査実施日	職員調査 平成28年9月20日 委員監査 平成28年11月14日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 58,000,000円 ・ 団体の基本財産 130,000,000円 ・ 県の出資割合 44.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成28年10月18日 委員監査 平成28年11月25日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 10,000,000円 ・ 団体の基本財産 10,000,000円 ・ 県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部
監査実施日	職員調査 平成28年9月23日 委員監査 平成28年11月18日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 779,587,000円 ・ 団体の基本財産 1,040,000,000円 ・ 県の出資割合 75.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成28年11月15日 委員監査 平成29年1月13日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場 834,884,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人トトロのふるさと基金
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成28年8月25日 委員監査 平成28年10月19日

財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター 14,445,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	一般財団法人小鹿野町振興公社
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成28年11月11日 委員監査 平成28年12月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県山西省友好記念館 9,322,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成28年10月31日 委員監査 平成29年1月13日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 嵐山郷 493,115,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成28年11月24日 委員監査 平成28年12月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 皆光園障害者歯科診療所 61,571,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成28年11月17日 委員監査 平成29年1月13日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 そうか光生園障害者歯科診療所 51,580,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成28年10月17日 委員監査 平成28年11月25日

財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 熊谷点字図書館	43,197,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉ふれあい拠点運営共同事業体	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成28年10月27日 委員監査 平成29年1月6日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 東部地域振興ふれあい拠点施設	54,269,358円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	NeCST	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成28年12月13日 委員監査 平成29年1月31日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 西部地域振興ふれあい拠点施設	47,727,057円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成28年9月27日 委員監査 平成28年11月14日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 種苗センター	102,184,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社高橋造園	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成28年11月9日 委員監査 平成28年12月26日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 みどりの村	14,370,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年10月4日 委員監査 平成28年11月16日	
財政的援助等	公の施設の指定管理業務委託料	

の内容	上尾運動公園	235,936,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年9月29日 委員監査 平成28年11月25日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秋ヶ瀬公園	84,291,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年9月6日 委員監査 平成28年11月2日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 みさと公園	31,082,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年9月6日 委員監査 平成28年11月2日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 吉川公園	25,577,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	松伏町	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年9月16日 委員監査 平成28年10月25日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 まつぶし緑の丘公園	34,971,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	権現堂公園管理事務所	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年10月11日 委員監査 平成28年11月24日	
財政的援助等	公の施設の指定管理業務委託料	

の内容	権現堂公園	86,978,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年11月30日 委員監査 平成29年1月6日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 熊谷スポーツ文化公園	410,482,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般財団法人公園財団	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成28年12月9日 委員監査 平成29年1月10日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 森林公園緑道	14,708,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人鎌倉学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成29年1月31日 委員監査 平成29年3月14日(書面)	
財政的援助等の内容	(愛徳幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金	65,812,000円 4,704,000円 233,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人北朝霞学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成29年2月1日 委員監査 平成29年3月9日(書面)	
財政的援助等の内容	(朝霞なかよし幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	60,410,000円 1,176,000円 16,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人佐藤栄学園（埼玉栄高等学校・埼玉栄中学校）
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年2月8日 委員監査 平成29年3月9日（書面）
財政的援助等の内容	（埼玉栄高等学校） 1 私立学校（高等学校）運営費補助金 717,372,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 88,098,710円 3 私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金 589,800円 （埼玉栄中学校） 私立学校（中学校）運営費補助金 105,249,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人柴田学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年1月26日 委員監査 平成29年3月8日（書面）
財政的援助等の内容	（尾山台幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 54,103,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,136,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 115,200円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 442,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人大京学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年2月6日 委員監査 平成29年3月1日（書面）
財政的援助等の内容	（武里幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 37,809,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,136,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 395,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 88,000円 （武里第二幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 33,484,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,136,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 375,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 666,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人道庭学園
--------	----------

所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年2月2日 委員監査 平成29年3月3日（書面）
財政的援助等の内容	（吉川ムサシノ幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 56,756,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 164,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人武陽学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年2月10日 委員監査 平成29年3月3日（書面）
財政的援助等の内容	（西武台高等学校） 1 私立学校（高等学校）運営費補助金 539,683,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 88,068,790円 3 結核予防費 98,000円 （西武台新座中学校） 私立学校（中学校）運営費補助金 30,282,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人若木学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成29年2月21日 委員監査 平成29年3月1日（書面）
財政的援助等の内容	（岩槻若葉幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 65,613,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 348,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人厚生会（特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年1月19日 委員監査 平成29年3月8日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター） 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 313,000,000円 2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 24,665,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人こうのとり福祉会（特別養護老人ホーム 福富の郷）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年1月13日 委員監査 平成29年3月9日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム 福富の郷） 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 60,000,000円 2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 2,122,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人瑞泉（特別養護老人ホーム ずいせん長寿村）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年1月12日 委員監査 平成29年3月15日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム ずいせん長寿村） 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 265,000,000円 2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 62,100,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人大桜会（特別養護老人ホーム 大宮諏訪の苑）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年1月17日 委員監査 平成29年3月3日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム 大宮諏訪の苑） 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 93,150,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人桐和会（特別養護老人ホーム 三郷さくらの杜）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年2月22日 委員監査 平成29年3月17日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム 三郷さくらの杜） 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 84,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	さいたま商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成29年2月3日 委員監査 平成29年3月14日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金 179,591,375円 2 中小企業経営力向上事業補助金 560,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	春日部商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成29年1月20日 委員監査 平成29年3月8日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金 45,027,500円 2 小規模事業者経営基盤強化事業補助金（地域連携型） 3,935,657円 3 小規模事業者経営基盤強化事業補助金（提案型） 559,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	富士見市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成28年12月20日 委員監査 平成29年3月10日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金 34,008,520円 2 中小企業経営力向上事業補助金 510,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	ふかや市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成28年12月22日 委員監査 平成29年3月10日（書面）
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 48,485,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ウッディーコイケ
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成29年1月23日 委員監査 平成29年3月8日（書面）
財政的援助等の内容	1 森林整備加速化・林業再生事業補助金 159,900,000円 2 皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業補助金 3,350,680円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社篠原商店
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成29年1月16日 委員監査 平成29年3月9日（書面）

財政的援助等の内容	森林整備加速化・林業再生事業補助金	125,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年2月14日 委員監査 平成29年3月15日（書面）	
財政的援助等の内容	組合等土地区画整理事業補助金	86,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	